

説 明 資 料 ①

【法人課税】

・ 法人税における検討課題	2
・ 時価法—有価証券等の期末評価—	3
・ ヘッジ取引の取扱い	7
・ 「商法等の一部を改正する法律案要綱」中間試案における 会社分割の形態の概要	10
・ アメリカにおける会社分割の形態	11
・ 会社分割に係る税制の主な検討の視点	12
・ 連結納税制度と連結財務諸表制度（イメージ図）	14
・ 企業組織等に関連する法制・企業会計の改正の動向	15
・ 諸外国の企業集団税制	16
・ 連結納税制度に関する主要検討項目	17

【相続税】

・ 相続税の基本的仕組み	29
・ 相続税の実際の負担	30
・ 相続税の超過累進税率	32
・ 相続税の限界税率	33
・ 我が国における相続税の納税義務の範囲	34
・ 相続税の主な改正	35
・ 税制改正に伴う相続税の負担率の推移	36
・ 相続税の負担の推移（商業地）	37
・ 地価公示価格指数	38
・ 相続税の課税状況の推移	39
・ 相続税の階級別の課税状況等	40
・ 相続税の課税価格階級別の課税件数と課税価格の構成比（平成9年分）	41
・ 相続税の課税件数と税額の累積割合（平成9年分）	42
・ 主要諸外国の相続税の負担率	43

・ 株式の評価方法	45
・ 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）	48
・ 贈与税の仕組み	49
・ 贈与税の課税状況の推移	50

【年金税制】

・ 年金制度の概要（イメージ図）	52
・ 年金をめぐる主な課税関係（イメージ）	53
・ 「確定拠出」型年金と「確定給付」型年金	54
・ 「確定拠出型年金」について	55
・ 年金制度・課税の概要	56
・ 年金課税の概要（本人拠出分）〔イメージ図〕	57
・ 企業（事業主）拠出と従業員（本人）拠出	59
・ 確定拠出型年金制度に係る課税について	60
・ 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）	61
・ 各種年金の掛金に係る減収額試算	62
・ 公的年金の平均年金額の状況	63
・ 公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況	64
・ <要望の概要> 拠出限度額の考え方（厚生省作成）	65
・ 確定拠出型年金制度のイメージ図（企業が拠出する場合）	66
・ 確定拠出型年金制度のイメージ図 （企業が拠出しない場合及び自営業者等の場合）	67

（参考資料）

・ 年金課税の概要	69
・ 厚生年金基金制度の仕組み	70
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	71
・ 公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）	72
・ 公的年金の平均年金額の状況（個人住民税）	73
・ 公的年金及び企業年金に係る課税の日米比較	74
・ 401（K）プランの概要	75
・ 我が国及び欧米諸国の年金税制（公的年金制度）の概要	76

法人課税

法人税における検討課題

○ 時 価 法

{ 企業会計において平成12年4月以後
開始事業年度から実施 }

○ 会 社 分 割

{ 商法改正法案は、次期通常国会に
提出予定 }

○ 連結納税制度

時 価 法

－有価証券等の期末評価－

意義

売買目的で取得した有価証券やデリバティブ等を期末の時価で評価して、その評価損益を当期の所得に反映させるもの。

(注) デリバティブとは、原資産、例えば金利、債券、通貨、株式、商品等の値動きに依存して、その価格が決定される商品の総称である。具体的には先物取引(Futures)、先渡取引(Forward)、オプション(Option)、スワップ(Swap)、またはこれらの組み合わせ商品が該当する。

(『金融商品の時価会計論』(吉田康英著、税務経理協会)より抜粋)

導入の必要性

売買目的で取得した有価証券やデリバティブ等については、次の理由により、時価法を適用するのが適当である。

- 有価証券やデリバティブ等の取引を行っている場合には、その有価証券やデリバティブ等の含み損益まで含めることによって、はじめて法人の活動の成果を的確に所得に反映させることができる。
- デリバティブを利用して期間損益を調整するといった租税回避の防止のためには、金融商品の含み損益についても所得に含めるものとする必要がある。
同じ種類のデリバティブの売りと買いの二つの取引を行い、含み損が生じた方だけを決済して損失を計上するなど、従来から、デリバティブについては租税回避の手段として利用されているとの指摘がなされてきたところである。
- 企業会計においても、売買目的の有価証券やデリバティブ等については、時価評価されることとなっている。

(注) 一般事業法人のデリバティブは、そのほとんどがヘッジ取引として行われているが、デリバティブをヘッジ手段として利用する場合には、そのデリバティブの含み損益は当期の所得には反映させないことができることとするのが適当である(後述の『ヘッジ取引の取扱い』参照)。

参考 1 : 企業会計における金融商品の評価基準（原則として、平成 12 年 4 月から適用）

金融商品の属性		評価基準	評価差額の取扱い
有価証券	売買目的	時 価	損益に計上
	満期保有債券	償却原価	
	関係会社株式	原 価	
	その他有価証券	時 価	資本の部に直接計上
金銭債権		償却原価	
特定金銭信託等		時 価	損益に計上
デリバティブ		時 価	損益に計上

（注 1）償却原価とは、債券及び債権を償還金額及び債権金額より高く取得した又は安く取得した場合、その差額を毎期利息として計上し、取得原価に加減算した価額をいう。

（注 2）「その他有価証券」の時価評価においては、期末時点の時価の他、期末前 1 カ月の平均時価によることもできる。

（注 3）市場価格が著しく下落したときには、回復すると認められる場合を除き、帳簿価額を時価に付け替え損失を計上する強制評価減の考え方は、常時、すべての有価証券に適用する。

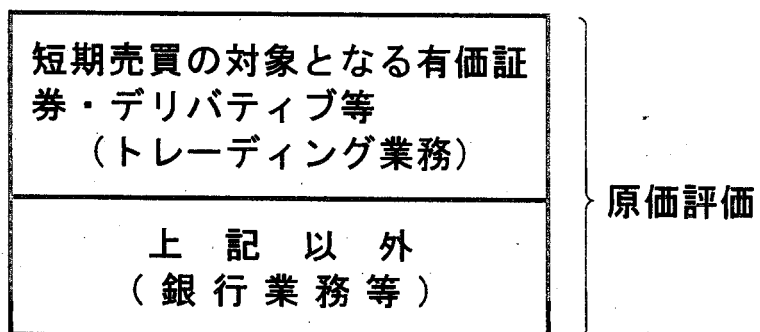
（注 4）市場価格がなく時価評価できない場合は原価評価する。

（『金融商品に係る会計基準の概要』（平成 11 年 1 月 22 日公表 企業会計審議会資料）より抜粋）

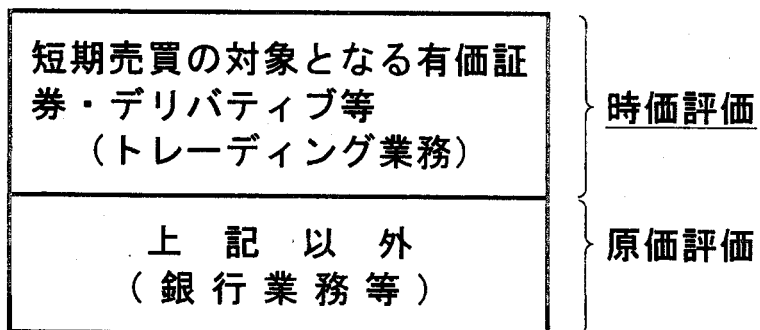
参考２：金融機関のトレーディング勘定の有価証券・デリバティブ等の期末評価の概要

- 銀行法等において、銀行・証券会社・保険会社等のトレーディング業務に時価評価が導入されたことに伴い、法人税においても、平成９、１１年度改正で、これらのトレーディング業務に時価評価が導入された。

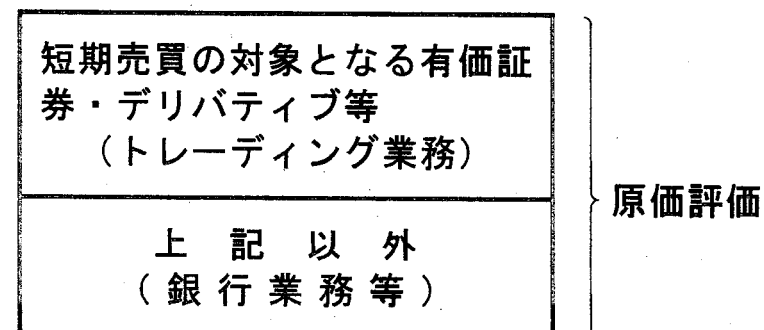
<銀行法等>



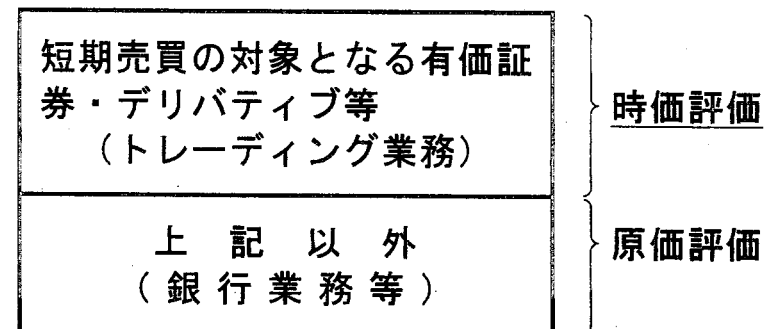
⇓ 改正



<法人税>



⇓ 改正



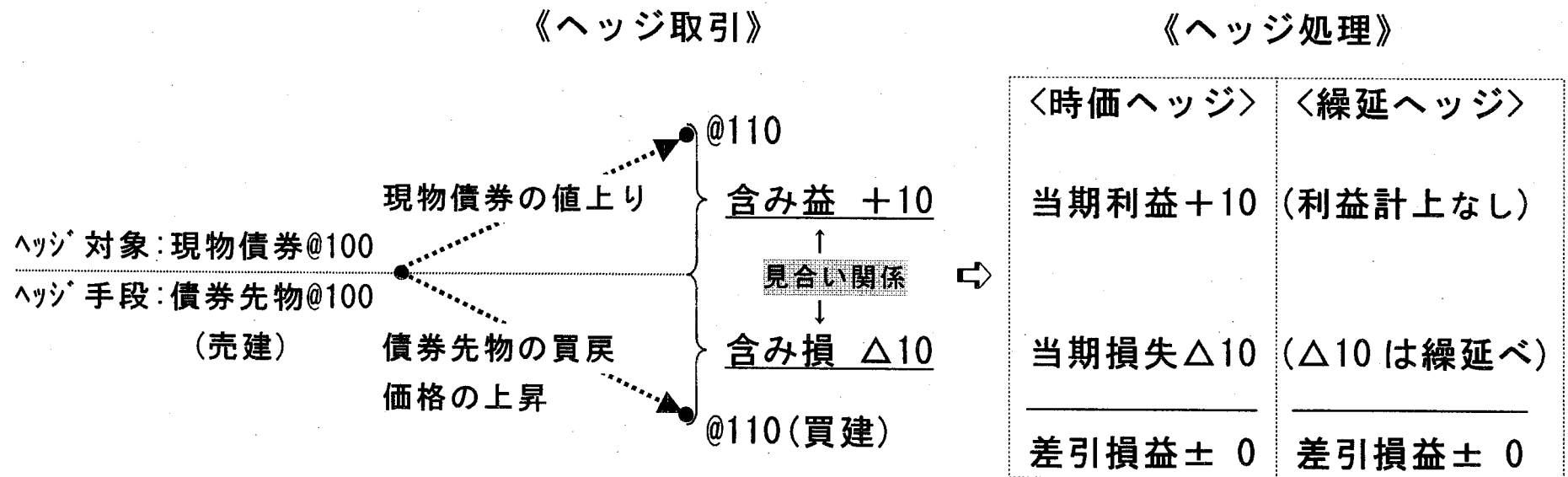
ヘッジ取引の取扱い

ヘッジ処理の意義

- 資産又は負債に係る価額、金利、為替等の相場変動の相殺又はキャッシュ・フローの固定化により、損失が発生する可能性（リスク）を減殺することを目的としてデリバティブ等の取引を行った場合、その資産又は負債（ヘッジ対象）とそのデリバティブ等（ヘッジ手段）のそれぞれの評価損益等が相殺されるように対応させ、同時にその対応した損益を計上する処理。

参考：ヘッジ取引とヘッジ処理のイメージ図

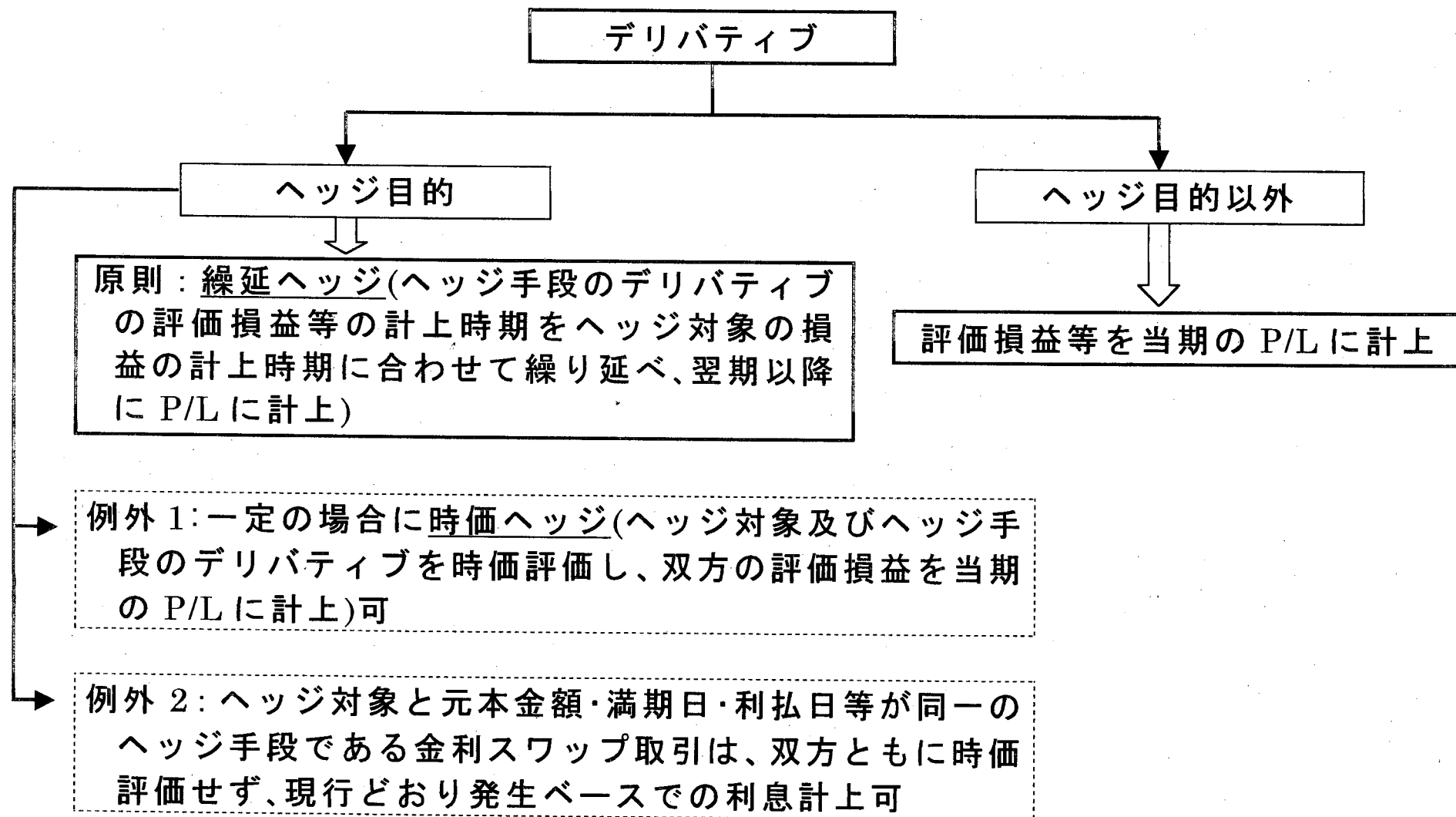
—現物債券の価額変動リスクをデリバティブ（債券先物）でヘッジした事例—



ヘッジ処理の導入の必要性

- ヘッジ対象の資産又は負債に係るリスクをヘッジ手段であるデリバティブ等によって減殺している場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に係る損益とヘッジ手段のデリバティブ等に係る損益とが相殺されるように対応させ、同時にその対応した損益を計上することによって、そのヘッジの実態を正しく所得に反映させることができる。
- 企業会計においても、平成 12 年 4 月から、ヘッジ対象とヘッジ手段の両者の損益を合理的に期間対応させるという観点に立って、ヘッジ会計を導入することとされている。

参考：企業会計におけるヘッジ会計の概要（デリバティブをヘッジ手段とした場合の
そのデリバティブの取扱い）



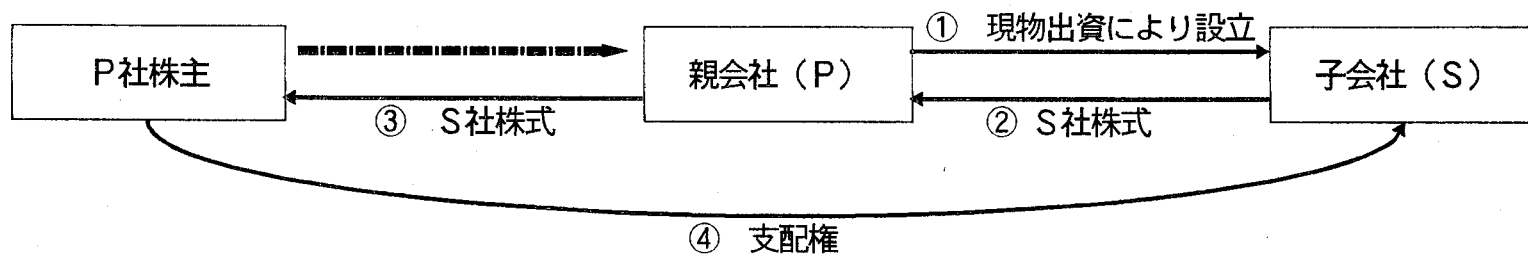
「商法等の一部を改正する法律案要綱」 中間試案における会社分割の形態の概要

	1 新 設 分 割	2 吸 収 分 割
① 分 割 型	分割会社A社の権利義務を新設会社B社に承継させるとともに、同社が分割（設立）に際して発行する株式を分割会社A社の株主に割り当てるもの 権利義務承継	分割会社A社の権利義務を吸収会社B社に承継させるとともに、同社が分割に際して発行する株式を分割会社A社の株主に割り当てるもの 権利義務承継
② 分 社 型	分割会社A社の権利義務を新設会社B社に承継させるとともに、同社が分割（設立）に際して発行する株式を分割会社A社に割り当てるもの 権利義務承継	分割会社A社の権利義務を吸収会社B社に承継させるとともに、同社が分割に際して発行する株式を分割会社A社に割り当てるもの 権利義務承継

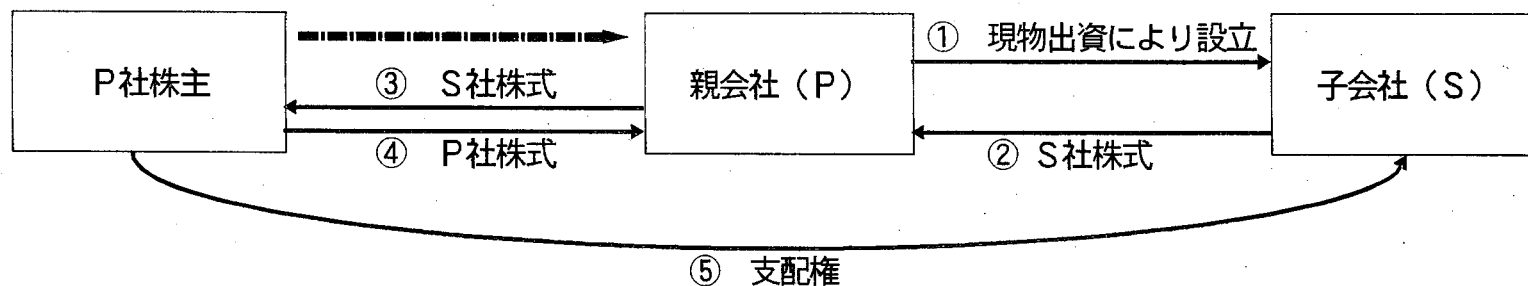
(注) 新設会社又は吸収会社が、株式を分割会社とその株主の双方に割り当てる一部分割（分割型と分社型の中間型）も認められる。
また、複数の会社が共同で新設分割を行うことも認められる。

アメリカにおける会社分割の形態（スピン・オフ、スプリット・オフ、スプリット・アップ）

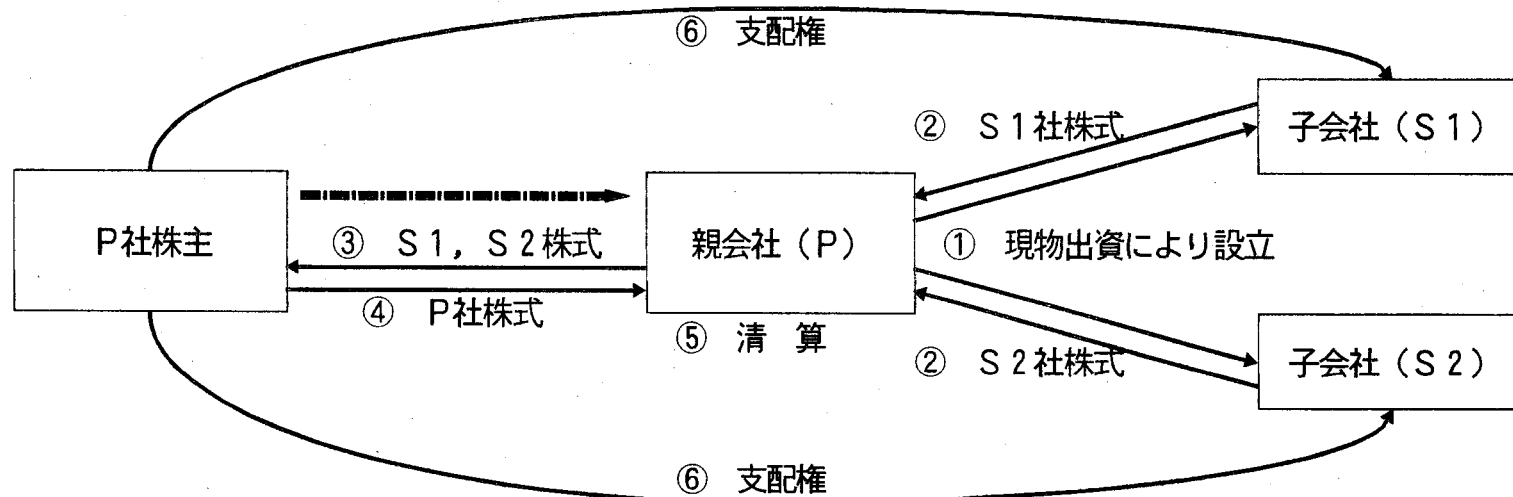
1 スピン・オフ (Spin-off)



2 スプリット・オフ (Split-off)



3 スプリット・アップ (Split-up)



会社分割に係る税制の主な検討の視点

合併・現物出資等の資本等取引と整合性のある課税のあり方

商法改正により導入が予定されている会社分割には、その経済実態が合併や現物出資と同様なものがある。また、増減資、自己株式の消却、残余財産の分配あるいは実質的な利益の資本組入れなどの資本等取引が生じ得る。

このため、会社分割に対する課税のあり方を検討するに当たっては、合併、増減資など各種の資本等取引と整合性のある課税のあり方を確保する等の観点から、広範な検討を行う必要がある。

(注) 分割・合併等の資本等取引については、平成8年11月の法人課税小委員会報告において、その場合の課税のあり方について検討する必要があるとの指摘がなされている。

株主における株式譲渡益課税やみなし配当課税に対する適正な取扱い

分割会社の法人株主及び個人株主は、会社分割により、分割会社の株式を保有したまま、あるいは分割会社の株式と交換に、新設・吸収会社の株式を取得するが、この場合、法人税及び所得税における株式譲渡益やみなし配当の課税関係について、適正な取扱いを確保する観点から、検討を行う必要がある。

納税義務・各種引当金などの意義・趣旨等を踏まえた適正な税制措置のあり方

会社分割が行われる場合の商法・企業会計等における具体的な取扱いを踏まえ、納税義務・各種引当金の引継ぎなどについて、分割会社及び新設・吸収会社における法人税法及び租税特別措置法等の広範な各税法の適用関係がどのようなになるのかを整理し、その意義・趣旨等を踏まえた適正な税制措置のあり方について検討を行う必要がある。

租税回避の防止

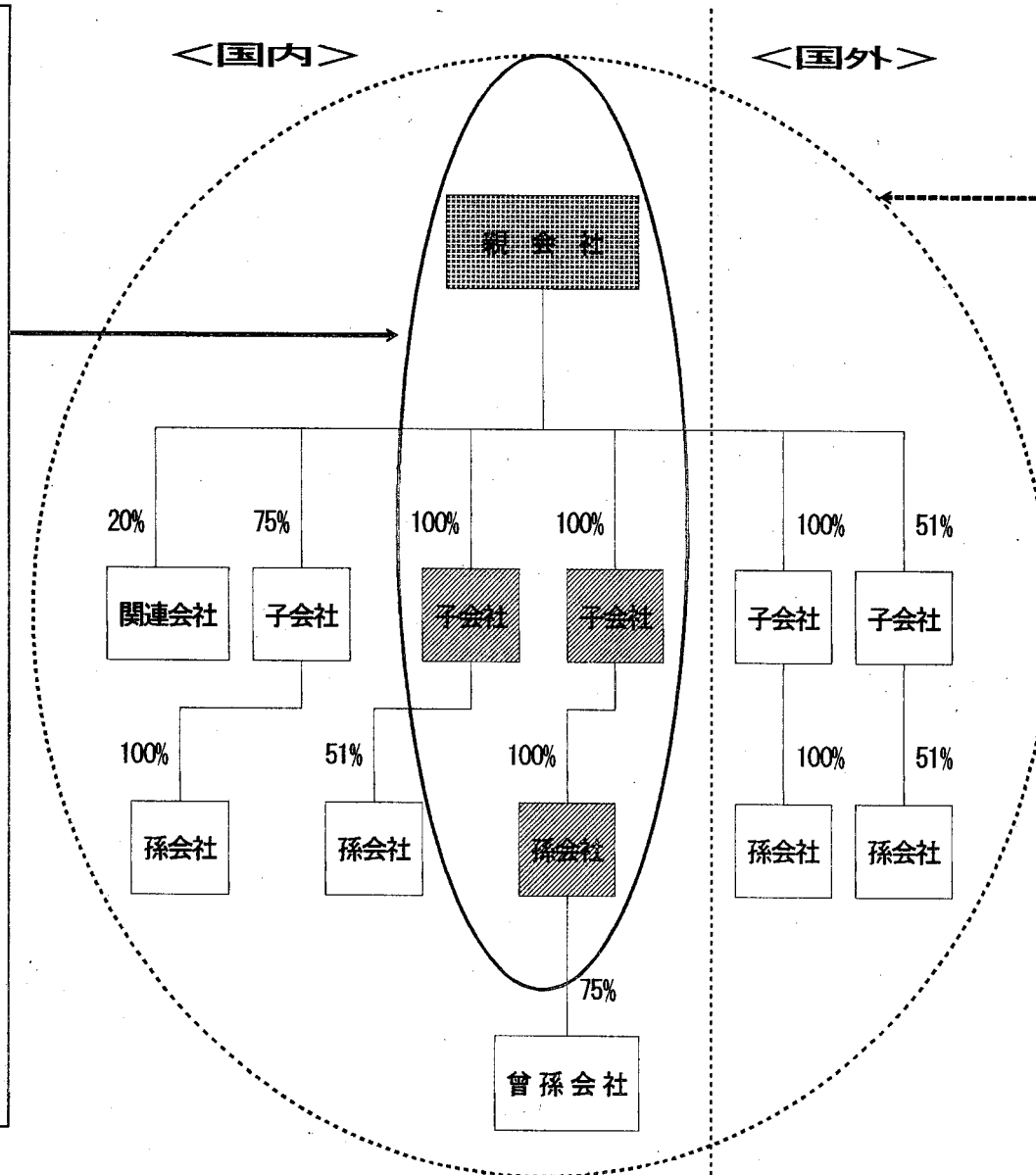
会社分割は、その形態や方法が極めて多様となることが予想されることから、租税回避の手段として利用されることのないように、万全な対策を講ずる必要がある。

連結納税制度と連結財務諸表制度（イメージ図）

— 連結納税制度 —

親会社と同一視しうるような一定の子会社群を含め一つの「課税単位」とみて課税する制度

- 対象
法人一般
- 連結の範囲
持株割合が極めて高い国内の子会社等に限定
(米：80%以上、仏：95%以上)
- 計算
対象各社の所得と欠損を合算し、連結会社相互間の売買によって取得した資産に含まれる未実現損益は消去（資産がグループ外に売却等されるまで課税繰延べ）



連結財務諸表制度

企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告する制度

- 対象
上場・店頭登録企業
- 連結の範囲
国内及び国外を問わず、次の会社
 - ・子会社：議決権割合50%超の会社（議決権割合が50%以下で、意志決定機関を実質的に支配している会社を含む）
 - ・関連会社（持分法適用）：議決権割合20%以上50%以下の会社（議決権割合が20%未満で、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を継続的に与えることができる会社を含む）
- 計算
対象各社の収益・費用と資産・負債・資本を合算し、連結会社相互間の売買によって取得した資産に含まれる未実現損益は消去

企業組織等に関連する法制・企業会計の改正の動向

独 占 禁 止 法 等	商 法 等	企 業 会 計
	9.5 ・ストック・オプション制度の導入 <ストック・オプション税制の改組> ・自己株式の取得・消却手続の緩和	
9.6 持株会社設立の解禁	9.6 合併手続の簡素合理化	9.6 連結財務諸表制度の抜本的見直し
9.12 銀行持株会社設立の解禁 <銀行持株会社設立に係る課税の特例>	10.3 自己株式の取得・消却要件の緩和 <資本準備金による自己株式消却への対応> 11.7 分社を含む会社分割法制の試案の公表 11.8 ・株式交換・移転制度の創設 <株式交換等に係る課税の特例> ・金銭債権の時価評価の導入	10.3 ・中間連結財務諸表制度の導入 ・連結キャッシュ・フロー計算書の導入 10.10 税効果会計の導入 11.1 金融商品に対する時価評価の導入

(注) 1. 年月は改正法の公布日、企業会計審議会の意見書の公表日等を示す

2. < >書きは税制上の対応を示す

諸 外 国 の 企 業 集 団 税 制

ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
連 結 納 税 制 度	グループ控除制度(注1)	機関会社制度(注2)	連 結 納 税 制 度

注1. イギリスのグループ控除制度は、グループ内の欠損会社の欠損金の全部又は一部をグループ内の利益会社に振替えることを認めるものである。

2. ドイツの機関会社制度は、株式法上の利益移転契約（子会社の利益はその年度において親会社に移転し、子会社の欠損はその年度において親会社が補てんする契約。5年間継続を要件。）を前提として、親子会社間の損益通算が実現するというものである。

ドイツの機関会社制度は、当初は累積型売上税について税の累積を避けるため設けられたものが、法人税にも適用されるようになったものである。

3. 他のG 7 諸国についてみると、イタリア、カナダにおいては企業集団税制は導入されていない。